

**改正**

平成30年3月12日条例第30号

はこだてキッズプラザ条例

(設置)

**第1条** 子どもおよびその保護者に対して遊びを通じて交流する場および子育てを支援する場を提供することにより、中心市街地のにぎわいの創出を図るため、市にはこだてキッズプラザを設置する。

(名称および位置)

**第2条** 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 はこだてキッズプラザ

位置 函館市若松町20番1号

(開館時間および休館日)

**第3条** はこだてキッズプラザ（以下「プラザ」という。）の開館時間および休館日は、規則で定める。

(事業)

**第4条** プラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 遊びに関する講座等の開催に関すること。
- (2) 託児に関すること。
- (3) 子育てに関する情報の提供および助言その他の子育ての支援に関すること。
- (4) その他プラザの設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

**第5条** プラザに次に掲げる施設を置く。

- (1) 児童遊戯施設
- (2) 託児施設
- (3) 子育て支援施設

(入場者等の範囲)

**第6条** 児童遊戯施設に入場することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 子ども（満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）

であって次のアまたはイに掲げる者を同伴するもの（第3号において「保護者等を同伴する子ども」という。）

ア 当該子どもの保護者

イ 当該子どもの付添人（アに掲げる者を除く。以下同じ。）であって満18歳以上のもの

(2) 子どもを同伴する前号アまたはイに掲げる者

(3) 保護者等を同伴する子どもの付添人であって満18歳未満のもの（子どもを除く。）

(4) その他プラザの設置の目的から市長が適当と認める者

2 託児施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 満2歳以上の子どもであって満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものの保護者

(2) その他プラザの設置の目的から市長が適当と認める者

(入館の制限)

**第7条** 市長は、プラザに入館しようとする者または入館した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他プラザの管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可)

**第8条** 託児施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 託児施設を引き続き使用することができる期間は、3時間以内とする。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、プラザの管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(使用の不許可)

**第9条** 市長は、第7条各号のいずれかに該当するときは、託児施設の使用を許可しない。

(入場料等)

**第10条** 児童遊戯施設に入場しようとする者は、あらかじめ、別表に定める入場料を納めなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。

2 託児施設の使用の許可を受けた者（第12条において「使用者」という。）は、別表に定める使用料を当該託児施設の使用の終了の際に納めなければならない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(入場料の不還付)

**第11条** 既納の入場料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

**第12条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じて市は、その賠償の責めを負わない。

(1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 第7条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

(4) 使用の許可の申請に偽りがあつたとき。

(損害賠償の義務)

**第13条** プラザに入館した者は、建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

**第14条** プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第4条の事業の実施に関すること。

(2) プラザの入館者に関すること。

(3) 託児施設の使用の許可および制限に関すること。

(4) プラザの維持管理に関すること。

(5) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第7条から第9条までおよび第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

**第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成28年規則第58号で、平成28年10月15日から施行）

附 則（平成30年 3 月12日条例第30号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表（第10条関係）

1 児童遊戯施設

区分	入場料		
	個人	3 箇月券	6 箇月券
子ども	300円 (250円)	900円 (800円)	1,500円 (1,400円)
保護者 付添人	100円 (50円)	300円 (200円)	500円 (400円)
摘要	次に掲げる者は、無料とする。 (1) 生後6月に達しない者 (2) その他市長が特に認める者		

備考

- 1 括弧内の金額は、児童遊戯施設に入場し、およびはこだてみらい館に入館することができる市長が別に定める共通利用券により入場しようとする場合の金額とする。
- 2 3 箇月券とは、当該券を発行する日から起算して3月間に限り、記名の者が児童遊戯施設に入場することができる券をいう。
- 3 6 箇月券とは、当該券を発行する日から起算して6月間に限り、記名の者が児童遊戯施設に入場することができる券をいう。

2 託児施設

使用料
子ども1人につき1時間までごとに600円

備考 第8条第2項に規定する託児施設を引き続き使用することができる期間を超えて使用した場合は、子ども1人につき超過時間30分までごとに600円を使用料として徴収する。